刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案

この要綱案中「法」とあるのは、刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十二号)による改正後の刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)をいう。

一 公判調書の記載要件(第四十四条第一項第二十九号の改正)

第四十四条第一項第二十九号中「第百九十四条の七の手続をしたこと。」を「法第三百十六条の三十一の手続をしたこと。」に改めること。

- 二 弁護人の開示証拠の目的外使用に対する処置
- 1 裁判所は、弁護士である弁護人又は弁護人であつた者が、法第二百八十一条の四第一項の規定に違反し、審理又は公判前整理手続若しくは期日間整理手続の迅速な進行を妨げた場合において、必要があると認めるときは、第三百三条第二項の規定にかかわらず、直ちに当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求するものとすること。
- 2 1の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置を裁判所に通知しなければならないものとすること。
- 三 継続審理に関する規定の削除

第百七十九条の二を削除すること。

四 証拠調べの請求の時期(第百八十八条の改正)

第百八十八条を次のとおり改めること。

証拠調べの請求は、公判期日前にも、これをすることができる。ただし、公判前整理手続において行う場合を除き、第一回の公判期日前は、この限りでない。

五 証人尋問の時間の申出(第百八十八条の三の改正)

第百八十八条の三に次の二項を加えること。

- 2 証人の尋問を請求した者の相手方は、証人を尋問する旨の決定があつたときは、その尋問に要する見込みの時間を申し出なければならない。
- 3 職権により証人を尋問する旨の決定があつたときは、検察官及び被告人又は弁護人は、 その尋問に要する見込みの時間を申し出なければならない。

六 証拠の厳選(法第二百九十八条関係)

証拠調べの請求は、証明すべき事実の立証に必要な証拠を厳選して、これをしなければならないものとすること。

七、準備手続に関する規定の削除

第百九十四条から第百九十五条までを削除すること。

八 争いのない事実の証拠調べ

訴訟関係人は、争いのない事実については、誘導尋問、法第三百二十六条第一項の書面又は供述及び法第三百二十七条の書面の活用を検討するなどして、当該事実及び証拠の内容及び性質に応じた適切な証拠調べが行われるよう努めなければならないものとすること。 九 犯罪事実に関しないことが明らかな情状に関する証拠の取調べ

犯罪事実に関しないことが明らかな情状に関する証拠の取調べは、できる限り、犯罪事実に 関する証拠の取調べと区別して行うよう努めなければならないものとすること。

十 取調べの状況に関する立証

検察官は、被告人又は被告人以外の者の供述に関し、その取調べの状況を立証しようとするときは、できる限り、取調べの状況を記録した書面その他の取調べ状況に関する資料を用いるなどして、迅速かつ的確な立証に努めなければならないものとすること。

十一 反対尋問(第百九十九条の四の改正)

第百九十九条の四第一項の次に次の一項を加えること。

2 反対尋問は、特段の事情のない限り、主尋問終了後直ちに行わなければならない。

十二 証人尋問の方法(第百九十九条の十三第一項の改正)

第百九十九条の十三第一項を次のとおり改めること。

訴訟関係人は、証人を尋問するに当たつては、できる限り個別的かつ具体的で簡潔な尋問 によらなければならない。

十三 証人尋問の方法

- 1 訴訟関係人は、立証すべき事項又は主尋問若しくは反対尋問に現れた事項に関連する事項について尋問する場合には、その関連性が明らかになるような尋問をすることその他の方法により、裁判所にその関連性を明らかにしなければならないものとすること。
- 2 証人の観察、記憶若しくは表現の正確性その他の証言の信用性に関連する事項又は証

人の利害関係、偏見、予断その他の証人の信用性に関連する事項について尋問する場合も、 1と同様とすること。

十四 弁論の時期

検察官、被告人又は弁護人は、証拠調べの後に意見を陳述するに当たつては、証拠調べ後できる限り速やかに、これを行わなければならないものとすること。

十五 弁論の方法

すること。

検察官、被告人又は弁護人は、証拠調べの後に意見を陳述するに当たり、争いのある事実 については、その意見と証拠との関係を具体的に明示して行わなければならないものとする こと。

十六 準備手続に関する規定の削除

第二百十七条第二号を次のとおり改めること。

- 二 第百八十八条ただし書及び第百九十四条第一項但書の規定は、これを適用しない。 十七 審理予定の策定(法第三百十六条の二等関係)
- 1 裁判所は、公判前整理手続においては、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるように公判の審理予定を定めなければならないものとすること。
- 2 訴訟関係人は、法及びこの規則に定める義務を履行することにより、1の審理予定の策 定に協力しなければならないものとすること。
- 十八 公判前整理手続に付する旨の決定の送達(法第三百十六条の二関係) 公判前整理手続に付する旨の決定は、これを送達することを要しないものとすること。
- 十九、弁護人を必要とする旨の通知(法第三百十六条の四等関係)

裁判所は、事件を公判前整理手続に付したときは、遅滞なく、被告人に対し、弁護人がなければ公判前整理手続を行うことができない旨のほか、当該事件が第百七十七条に規定する事件以外の事件である場合には、弁護人がなければ開廷することができない旨をも知らせなければならないものとすること。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りでないものと

二十 公判前整理手続期日の指定(法第三百十六条の六関係)

公判前整理手続期日を定めるについては、その期日前に訴訟関係人がすべき準備を考慮しなければならないものとすること。

- 二十一 公判前整理手続期日の変更の請求(法第三百十六条の六関係)
- 1 訴訟関係人は、公判前整理手続期日の変更を必要とする事由が生じたときは、直ちに、裁判長に対し、その事由及びそれが継続する見込みの期間を具体的に明らかにして、期日の変更を請求しなければならないものとすること。
- 2 裁判長は、1の事由をやむを得ないものと認める場合のほか、1の請求を却下しなければならないものとすること。
- 二十二 公判前整理手続期日変更についての意見の聴取(法第三百十六条の六関係) 公判前整理手続期日を変更するについては、あらかじめ、職権でこれをする場合には、検察 官及び被告人又は弁護人の意見を、請求によりこれをする場合には、相手方又はその弁護 人の意見を聴かなければならないものとすること。
- 二十三 公判前整理手続期日変更に関する命令の送達(法第三百十六条の六関係) 公判前整理手続期日の変更に関する命令は、これを送達することを要しないものとすること。 二十四 公判前整理手続期日の不変更(法第三百十六条の六関係)

裁判長は、やむを得ないと認める場合のほか、公判前整理手続期日を変更することができないものとすること。

二十五 被告人の公判前整理手続期日への出頭についての通知(法第三百十六条の九関係)

裁判所は、被告人に対し公判前整理手続期日に出頭することを求めたときは、速やかに、その旨を検察官及び弁護人に通知しなければならないものとすること。

二十六 公判前整理手続を受命裁判官にさせる旨の決定の送達(法第三百十六条の十一関係)

合議体の構成員に命じて公判前整理手続をさせる旨の決定は、これを送達することを要しないものとすること。

二十七 公判前整理手続期日における決定の告知

公判前整理手続期日においてした決定又は命令は、これに立ち会つた訴訟関係人には送達 又は通知することを要しないものとすること。 二十八 決定の告知(法第三百十六条の五関係)

公判前整理手続において法第三百十六条の五第七号から第九号までの決定をした場合には、その旨を検察官及び被告人又は弁護人に通知しなければならないものとすること。

- 二十九 公判前整理手続調書の記載要件(法第三百十六条の十二関係)
- 1 公判前整理手続調書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとすること。
- (一) 被告事件名及び被告人の氏名
- (二) 公判前整理手続をした裁判所又は受命裁判官、年月日及び場所
- (三) 裁判官及び裁判所書記官の官氏名
- (四) 出頭した検察官の官氏名
- (五) 出頭した被告人、弁護人、代理人及び補佐人の氏名
- (六) 出頭した通訳人の氏名
- (七) 通訳人の尋問及び供述
- (八) 証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の 主張
- (九) 証拠調べの請求その他の申立て
- (一〇) 証拠と証明すべき事実との関係(証拠の標目自体によつて明らかである場合を除く。)
- (一一) 取調べを請求する証拠が法第三百二十八条の証拠であるときは、その旨
- (一二) 法第三百九条の異議の申立て及びその理由
- (一三) 法第三百二十六条の同意
- (一四) 訴因又は罰条の追加、撤回又は変更に関する事項(起訴状の訂正に関する事項を含む。)
- (一五) 証拠開示に関する裁定に関する事項
- (一六) 決定及び命令。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (1) 証拠調べの順序及び方法を定める決定(法第三百十六条の五第八号)
 - (2) 主任弁護人及び副主任弁護人以外の弁護人の申立て、請求、質問等の許可(第二十五条)
 - (3) 証拠決定についての提示命令(第百九十二条)

- (一七) 事件の争点及び証拠の整理の結果を確認した旨並びにその内容
- 2 1に掲げる事項以外の事項であつても、公判前整理手続期日における手続中、裁判長又は受命裁判官が訴訟関係人の請求により又は職権で記載を命じた事項は、これを公判前整理手続調書に記載しなければならないものとすること。
- 三十 公判前整理手続調書の署名押印 認印(法第三百十六条の十二関係)
- 1 公判前整理手続調書には、裁判所書記官が署名押印し、裁判長又は受命裁判官が認印しなければならないものとすること。
- 2 裁判長に差し支えがあるときは、他の裁判官の一人が、その事由を付記して認印しなければならないものとすること。
- 3 地方裁判所若しくは家庭裁判所の一人の裁判官、簡易裁判所の裁判官又は受命裁判官に差し支えがあるときは、裁判所書記官が、その事由を付記して署名押印しなければならないものとすること。
- 4 裁判所書記官に差し支えがあるときは、裁判長又は受命裁判官が、その事由を付記して認印しなければならないものとすること。
- 三十一 公判前整理手続調書の整理(法第三百十六条の十二関係)

公判前整理手続調書は、各公判前整理手続期日後速やかに、遅くとも第一回公判期日まで にこれを整理しなければならないものとすること。

三十二 公判前整理手続調書の記載に対する異議申立て等(法第三百十六条の十二関係)公判前整理手続調書については、法第五十一条第一項及び第二項本文並びに第五十二条並びにこの規則第四十八条の規定を準用するものとすること。この場合において、法第五十二条中「公判期日における訴訟手続」とあるのは「公判前整理手続期日における手続」と、第四十八条中「裁判長」とあるのは「裁判長又は受命裁判官」と読み替えるものとすること。

三十三 公判前整理手続に付された場合の特例(法第三百十六条の二関係)

公判前整理手続に付する旨の決定があった事件については、第百七十八条の六第一項並びに第二項第二号及び第三号、第百七十八条の七、第百七十八条の八並びに第百九十三条の規定は、適用しないものとすること。

- 三十四 証明予定事実等の明示方法(法第三百十六条の十三等関係)
- 1 検察官は、法第三百十六条の十三第一項又は第三百十六条の二十一第一項に規定す

る書面に証明予定事実を記載するについては、事件の争点及び証拠の整理に必要な事項を 具体的かつ簡潔に明示しなければならないものとすること。

2 被告人又は弁護人は、法第三百十六条の十七第一項又は第三百十六条の二十二第一項の規定により証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張を明らかにするについては、事件の争点及び証拠の整理に必要な事項を具体的かつ簡潔に明示しなければならないものとすること。

三十五 証明予定事実の明示における留意事項(法第三百十六条の十三等関係)

検察官及び被告人又は弁護人は、証明予定事実を明らかにするに当たつては、事実とこれを証明するために用いる主要な証拠との関係を具体的に明示することその他の適当な方法によって、事件の争点及び証拠の整理が円滑に行われるように努めなければならないものとすること。

三十六 期限の告知(法第三百十六条の十三等関係)

公判前整理手続において、法第三百十六条の十三第四項、第三百十六条の十六第二項(法第三百十六条の二十一第四項において準用する場合を含む。)、第三百十六条の十七第三項、第三百十六条の十九第二項(法第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。)、第三百十六条の二十一第三項又は第三百十六条の二十二第三項に規定する期限を定めた場合には、これを検察官及び被告人又は弁護人に通知しなければならないものとすること。

三十七 期限の厳守(法第三百十六条の十三等関係)

訴訟関係人は、三十六に規定する期限が定められた場合には、これを厳守し、事件の争点 及び証拠の整理に支障を来さないようにしなければならないものとすること。

三十八 期限を守らない場合の措置(法第三百十六条の十六等関係)

裁判所は、公判前整理手続において法第三百十六条の十六第二項(法第三百十六条の二十一第四項において準用する場合を含む。)、第三百十六条の十七第三項、第三百十六条の十九第二項(法第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。)、第三百十六条の二十一第三項又は第三百十六条の二十二第三項に規定する期限を定めた場合において、当該期限までに、意見若しくは主張が明らかにされず、又は証拠調べの請求がなさ

れない場合においても、公判の審理を開始するのを相当と認めるときは、公判前整理手続を終了することができるものとすること。

三十九 証拠不開示の理由告知(法第三百十六条の十五等関係)

検察官は、法第三百十六条の十五第一項又は第三百十六条の二十第一項の規定により被告人又は弁護人から開示の請求があった証拠について、これを開示しない場合には、被告人又は弁護人に対し、開示しない理由を告げなければならないものとすること。

四十 証拠開示に関する裁定の請求の方式(法第三百十六条の二十五等関係)

- 1 法第三百十六条の二十五第一項又は第三百十六条の二十六第一項の規定による証拠開示に関する裁定の請求は、書面を差し出してこれをしなければならないものとすること。
- 2 1の請求をした者は、速やかに、1の書面の謄本を相手方又はその弁護人に送付しなければならないものとすること。
- 3 裁判所は、1の規定にかかわらず、公判前整理手続期日においては、1の請求を口頭で することを許すことができるものとすること。

四十一 証拠標目一覧表の記載事項(法第三百十六条の二十七関係)

法第三百十六条の二十七第二項の一覧表には、証拠ごとに、その種類、供述者又は作成者及び作成年月日のほか、同条第一項の規定により証拠の提示を命ずるかどうかの判断のために必要と認める事項を記載しなければならないものとすること。

四十二 準用規定

期日間整理手続については、十七から四十一まで(三十三を除く。)の規定を準用するものとすること。この場合において、これらの規定中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期書」と読み替えるほか、二十八、二十九の1の(一六)の(1)、三十四、三十六、三十八、三十九、四十の1及び四十一中「法」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項において準用する法」と、三十一中「第一回公判期日」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日」と読み替えるものとすること。

四十三 審理予定に従つた公判審理の進行

1 裁判所は、公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件については、公判の審理を当該公判前整理手続又は期日間整理手続において定められた予定に従って進行させ

るように努めなければならないものとすること。

2 訴訟関係人は、公判の審理が公判前整理手続又は期日間整理手続において定められた予定に従って進行するよう、裁判所に協力しなければならないものとすること。

四十四 公判前整理手続等の結果を明らかにする手続(法第三百十六条の三十一関係)

- 1 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件について、当該公判前整理手続又は期日間整理手続の結果を明らかにするには、公判前整理手続調書若しくは期日間整理手続調書を朗読し、又はその要旨を告げなければならないものとすること。法第三百十六条の二第二項(法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。)に規定する書面についても、同様とすること。
- 2 裁判所は、1の規定により公判前整理手続又は期日間整理手続の結果を明らかにする場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができるものとすること。

四十五 やむを得ない事由の疎明(法第三百十六条の三十二関係)

公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件について、公判前整理手続又は期日間整理手続において請求しなかつた証拠の取調べを請求するには、やむを得ない事由によってその証拠の取調べを請求することができなかったことを疎明しなければならないものとすること。

四十六 追加的証拠調べ請求の時期(法第三百十六条の三十二関係)

公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件について、やむを得ない事由により公 判前整理手続又は期日間整理手続において請求することができなかつた証拠の取調べを請求するときは、その事由がやんだ後、できる限り速やかに、これを行わなければならないものとすること。

四十七 検察官及び弁護人の訴訟遅延行為に対する処置(規則第三百三条の改正) 第三百三条第一項を次のとおり改めること。

裁判所は、検察官又は弁護士である弁護人が訴訟手続に関する法律又は裁判所の規則に 違反し、審理又は公判前整理手続若しくは期日間整理手続の迅速な進行を妨げた場合には、 その検察官又は弁護人に対し理由の説明を求めることができる。

(原文は縦書き)